

は、第一項（前二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

租税特別措置法第三十七 条第六項	第一項の規定は、同 項	
租税特別措置法第三十七 条第七項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条第一項（同条第三項及び 第四項において準用する場合を含む。以下この条及 び同法第十二条第五項において準用する第三十七条 の三第二項において同じ。）の規定は、同法第十二 条第一項	
租税特別措置法第三十七 条第八項	第一項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条第一項 、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第十二条第五項において準用す	

る第三十七条第六項

租税特別措置法第三十七条 条の二第一項	同条第六項	第三十三条第六項	
租税特別措置法第三十七 条の二第二項	前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条第一項	
租税特別措置法第三十七 条の二第四項	前条第四項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条第四項	
租税特別措置法第三十七 条の三第二項	第三十七条の二第一 項又は第二項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条第五項において準用する 第三十七条の二第一項又は第二項	
租税特別措置法第三十七 条の三第二項	第三十七条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条第一項	

6 第一項の規定の適用を受けた者（前項において準用する租税特別措置法第三十七条の二第一項若しくは
第二項の規定による修正申告書を提出し、又は前項において準用する同条第二項の規定による更正を受け

たため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。) の買換資産に係る所得税法第
四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡、相
続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところに
より、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（第一項
の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）
とする。

- 一 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額等
(取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額をいう。以下この項において同じ。) のうちその超え
る額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額
- 二 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等
に相当する金額
- 三 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額
等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

7 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この項において「交換取得資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「交換譲渡資産」という。）との交換（租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び第二項（これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合を含む。）並びに前項の規定並びに第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額

をもつて第一項の譲渡したものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の取得をしたものとみなす。

8 第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項（第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の譲渡をした資産が第一項の表又は租税特別措置法第三十七条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例）

第十二条 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等をしてこれらの規定の定めるところにより居住者のその居住の用に供していた家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居

住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年の翌年以後九年間（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定の適用を受ける場合には、十四年間）の各年に限る。）においてその者が当該住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等の金額、同条第二項に規定する特例住宅借入金等の金額又は同条第五項に規定する長期優良住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年十二月三十一日（その者」とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」にあつては、これらの日。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項第一号ハ中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、次項、第

五項及び次条において同じ。)」と、同条第三項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「各年（当該居住日）」とあるのは「各年」と、「十五年間の各年（同日）」とあるのは「十五年間の各年」と、同条第五項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十一項及び第十四項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定を適用する。

2 稟税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をしてこれらの規定の定めるところにより同条第一項又は第四項に規定する居住者のその居住の用に供していた家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該家屋を居住の用に供した日の属す

る年の翌年以後四年間の各年に限る。）においてその者が当該住宅の増改築等に係る同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同法第四十一条の三の二第一項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合は、その死亡の日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十四項中「各年（当該居住日）とあるのは「各年（当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者）と、「各年（同日）とあるのは「各年（その者」と、「同条第八項」とあるのは「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属す

る年にあつては、これらの日。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第八項」と、「第四十一条の二の二第一項」とあるのは「各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「各年（その者」と、「又はこれららの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」として、同条の規定を適用する。

（政令への委任）

第十四条 第四条から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における所得税法、租税特別措置法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 法人税法等の特例

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第十五条 法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平

成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各事業年度又は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産（同法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産（次条第一項において「棚卸資産等」という。）について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始したいずれかの事業年度（震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）の所

得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第一百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いすれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 前項の場合において、既に当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条又は法人税法第八十条（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつたときは、その

額からこれらの規定の適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の所得の金額に相当する金額からこれらの規定の適用に係る繰戻対象震災損失金額又は同法第八十条第二項の欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の所得の金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、同項の法人が還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合であつて、震災欠損事業年度の確定申告書を提出した場合（中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書をその提出期限までに提出した場合）に限り、適用する。

4 法人税法第八十条第五項の規定は第一項の規定による還付の請求をしようとする法人について、同条第六項の規定は第一項の規定による還付の請求があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付の請求に係る還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「震災特例法」という。）第十五条第一項（震災損

失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する繰戻対象震災損失金額」と、同条第七項中「第一項（第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「震災特例法第十五条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と、「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は仮決算の中間申告書」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税通則法の規定の適用については、法人税法第二十六条第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」と、同法第五十七条第一項中「及び第八十条」とあるのは「並びに第八十条」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付」と、同条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「及び第八十条」とあるのは「並びに第八十条及び震災特例法第十五条」と、同法第五十八条第一項中「の規定の適用」とあるのは「若しくは震災特例法第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用」と、同法第八十条第一項中「欠損金額（震災特例法第十五条（震災損失の

繰戻しによる法人税額の還付) の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第四項において同じ。) が」と、同条第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第十五条」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は同条第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税通則法第十九条第四項第三号ハ中「(外国法人に対する準用)」とあるのは「(外国法人に対する準用)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第四項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

6 法人が中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について第一項の規定の適用を受けた場合には、仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、当該中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 前項の規定の適用がある場合の法人税法第二条第十八条号に規定する利益積立金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮決算の中間申告による所得税額の還付)

第十六条 法人の平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間（当該期間に係る仮決算の中間申告書を提出する場合における当該期間に限る。）において生じた震災損失金額（東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。）がある場合における当該仮決算の中間申告書に係る同条（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号中の「法人税の額」とあるのは「法人税の額並びに第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第六十八条第一項（所得税額の控除）に規定する所得税の額（当該期間において支払を受ける租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の九第一項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第四十一条の十二第二項（償還差益等に係る分離課税等）に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徵収されるものとみなされる所得税の額その他これらの所得税の額に類するものとして政令で定めるものを含む。）で第六十八条第一項（同法第四十一条の九第四項又は第四十一条の

十二第四項の規定その他政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除をするものとした場合に第六十八条第一項の規定による控除をされるべき金額で当該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額(当該控除しきれなかつた金額が当該期間において生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)に規定する震災損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」と、同条第三項中「第六十八条第三項」とあるのは「第四十条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入)中「の規定の適用」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用」と、第六十八条第三項」とする。

2 仮決算の中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の中間申告書に前項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の中間申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

法人の提出した仮決算の中間申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により前項の規定により読み替えて適用される同号に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときにおけるその増加した金額についても、同様とする。

3 仮決算の中間申告書の提出により前項の規定による還付をされる法人の当該仮決算の中間申告書に係る事業年度における法人税法の規定の適用については、同法第二十六条第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十六条第二項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定」と、同法第四十条中「場合には」とあるのは「場合（震災特例法第十六条第二項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による所得税額の還付）の規定の適用を受けた場合を含む。」には」と、「還付をされる金額」とあるのは「還付をされる金額（震災特例法第十六条第二項の規定による還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。）」と、同法第六十八条第一項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（当該事業年度において震災特例法第十六条第二項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付金がある場合には、その還付金の額に相当する金額を控除した金額）」とする。

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書の提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 第二項の規定による還付金を同項の仮決算の中間申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中間申告書の提出を要しない場合）

第十七条 東日本大震災に係る国税通則法第十一條の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第七十一条第一項本文（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわら

ず、当該中間申告書を提出することを要しない。

(被災代替資産等の特別償却)

第十八条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の事業の用（機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当

該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（第三項において「償却限度額」という。）は、同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 産	割 合	割 合	合
一 建物又は構築物（増築された建物	百分の十五（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月	百分の十八（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月	
又は構築物のその増築部分を含			

む。）でその建設の後事業の用に供されたことのないもの

二 機械及び装置でその製作の後事業

の用に供されたことのないもの

三十一日までの間に取得又は建設したものについては、

三十一日までの間に取得又は建設したものについては、

百分の十）

百分の十二）

百分の三十（平成二十六年四

月一日から平成二十八年三月

三十一日までの間に取得又は

製作をしたものについては、

は、製作をしたものについては、

百分の二十）

百分の二十四）

三 船舶、航空機又は車両及び運搬具

で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの

百分の三十（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月

三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、

百分の二十）

百分の二十四）

三 船舶、航空機又は車両及び運搬具 で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月 三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、	三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、
百分の二十）	百分の二十四）	百分の十二）
百分の三十（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月 三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、	百分の二十四）	百分の十）

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第二十六条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十八条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条第一項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条第四項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一の規定とする。

5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税關係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第十九条 法人（清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの期間（第七項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及

び製作を含み、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利（以下この条及び次条において「土地等」という。）については、その法人の事業の用。第三項及び第七項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額（以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一

号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（同項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。次条第一項において同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したとき限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一　被災区域（前条第一項に規定する被災区域をいう。次号において同じ。）である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含む。次号において同じ。）若し	国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産

くは構築物で、当該法人により平成二十三年三月十一日前に取得（建設を含む。）がされたもの

二 被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限る。）内にある土地等、建物又は構築物

被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの

譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他
の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資
産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地
域内にある当該法人の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する
日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであると
きは、当該法人は、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の
届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を
受けることができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第二十七条第一項の規定の適用を受けたもの
を含む。）が、第一項に規定する買換資産（同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結
買換資産」という。）を含む。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下
欄に規定する地域（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定す
る地域）内にある当該法人の事業の用（第一項の表の第二号の下欄又は同条第一項の表の第二号の下欄に

- 掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（第十項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第十項において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額）に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなつた日を含む事業年度（適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなつた場合には、当該合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 5 租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 6 租税特別措置法第六十五条の七第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係

る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第四項」と読み替えるものとする。

7 法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡をした日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの間に当該譲渡をした資産に係る第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 8 第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。
- 9 第七項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 10 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度において第二十七条第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の